

岐阜県公報

目 次

告 示

○指定代理納付者の指定

(清流の国づくり政策課)

ページ
一

号 外 (六) 平 成 二 十 八 年 四 月 一 日

告 示

岐阜県告示第百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納入させる歳入	指定代理納付者に歳入を納入させる期間
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一 号	ふるさとぎふ振興寄 付金に係る寄附金歳 入	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日 まで
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関一丁目 三番一号	同右	同右

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社